

茨城県中央環境衛生組合文書事務規程

令和6年4月1日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 茨城県中央環境衛生組合の文書の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(文書事務)

第2条 茨城県中央環境衛生組合の文書の取扱いについては、茨城町文書事務規程（平成23年茨城町訓令第4号）に規定する文書事務に関する事項の例による。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。